

事務事業計画書兼評価表(A表)

1 事務事業に関する基本情報

				令和	6	年度
事業番号	118	事業名	重層的支援体制整備事業			
担当課	福祉課	担当係	地域福祉係	担当者	田井 信	
総合計画に最も関連ある施策	施策	2	やすらぎといきがいのあるまちづくり	連絡先	0858-72-3586	
	施策体系	2	高齢者・障がい者福祉の充実	事業区分	☐ 新規 ☒ 継続	
予算区分	主な事業	重層的支援体制整備事業		事業実施主体	☒ 八頭町 ☐ その他	
	款	3	民生費	計画期間	開始	令和元年度
	項	1	社会福祉費			
	目	1	社会福祉総務費			
	事業	118	重層的支援体制整備事業		終了	

2 事務事業の概要

事業の対象	誰(何)に対してこの事業を行うのか記載。 ・介護、障がい、子ども子育て、生活困窮の各分野において複合的な課題を抱える人。また、支援が必要であるのに、支援が届いていない人。					
事業の目的	誰(何)をどうするためにこの事業を行うのか記載。 ・複合的な課題を抱えた人、制度の狭間にあり支援が届いていない人などに、適切な支援を行うため。					
事業の内容・手段	事業の規模や業務量など、また、どういう方法、手順で事業を進めるのか、具体的に記載。 ・複雑化、複合化する生活課題に対して、包括化推進員の配置による各相談機関の縦割りを超えた相互連携、相談に繋がらない人に支援者側から出向いて近づく支援、課題を抱えた人を早期に支援につなぎ、その後もつながりを絶やさず受け止める地域づくりを進める。					
事業の成果到達点	どんな成果を得たいのか、または、何がどうなれば達成か、具体的に記載。 ・全ての窓口で、あらゆる相談を受け止める体制を構築する。課題を抱えているが、支援に自らつながることができない人や世帯に対し、専門職が出向き、解決に向けた信頼関係の構築と支援の窓口と結びつける伴走的支援体制を構築する。課題を抱えた人を受け止める、様々な集いの場を構築する。					
根拠法令等	2	1. 法令(義務) 2. 法令(任意) 3. 条例 4. 規則・要綱等 5. なし			法令等名→	社会福祉法

3 活動指標、成果指標

活動指標		単位	事業の手段を図るものさし	
	A	回	重層的支援体制推進会議	
	B	件	アウトリーチ件数	
	C			
	D			
成果指標		単位	事業の成果、到達点を図るものさし	
	A	件	プラン作成件数	
	B	件	ひきこもり等把握件数	
	C			
	D			

4 コスト

区分			R3年度	R4年度	R5年度		R6年度		R7年度
		単位	実績	実績	目標	実績	目標	実績	目標
活動指標	A	回	-	-	-	15	10	18	10
	B	件	-	-	-	929	990	472	1,000
	C								
	D								
成果指標	A	件	-	-	-	0	3	11	3
	B	件	-	-	-	46	45	62	50
	C								
	D								
トータルコスト		千円	12,053	13,466	21,563	19,386	21,387	20,841	22,278
担当職員数		人	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
職員人件費		千円	800	800	800	800	800	800	800
事業費		千円	11,253	12,666	20,763	18,586	20,587	20,041	21,478
事業費財源内訳	国庫支出金(交付金・補助金)	千円	8,571	10,438	14,025	13,569	15,342	10,604	10,675
	県支出金(交付金・補助金)	千円						5,302	5,336
	地方債(借入金)	千円							
	事業収入(使用料・参加費等)	千円							
	一般財源(単町費)	千円	2,682	2,228	6,738	5,017	5,245	5,304	5,467

事務事業計画書兼評価表(B表)

5 実施活動内容・成果(到達点)

令和 6 年度

実施活動内容・成果(到達点)	実施活動内容(具体的に)
	・包括的な支援体制の構築を目指し、単独での分野での対応では限界があるケース等について、重層的支援調整会議での検討を通じて、多角的な視点での個別の課題解決を目指した。
	成果(具体的に)
	・八頭町社会福祉協議会に「福祉相談支援センターほっと」を設置し、相談体制を整備するとともに各課題に対し、支援プランを作成するなどの対応を行った。

6 事務事業の評価

評価項目	評価点	チェックポイント	判断理由・評価コメント(具体的に記入のこと)
必要性 (町民ニーズ)	①	①必要性が高い	・高齢、障害、子ども、生活困窮等の複合的な課題を抱える世帯への支援は必要である。
		②どちらかと言えば必要性がある	
		③必要性が低い	
		④必要性がない	
妥当性 (町が行わなければならないか)	①	①町が行わないといけない	・社会福祉法に基づき、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業を実施している。
		②どちらかと言えば町が実施	
		③妥当性が低い	
		④妥当性がない	
効率性 (コスト削減の余地は無いか)	①	①効率的である	・行政職員に専門的なノウハウがないため、社会福祉士等の有資格者が在籍する社会福祉協議会に委託して実施している。
		②どちらかと言えば効率的である	
		③どちらかと言えば非効率的である	
		④非効率的である	
緊急性 (他事業に優先し実施する必要があるか)	①	①緊急性が高い	・相談件数は増加傾向にあり、迅速な対応が必要となっている。
		②比較的緊急性がある	
		③緊急性が低い	
		④緊急性がない	
成果 (目的の達成状況)	①	①成果が上がっている	・複雑な課題に対して、各機関の役割分担により支援が行えている。
		②どちらかと言えば上がっている	
		③どちらかと言えば上がっていない	
		④成果が上がっていない	

7 町の方向性・方針

事業の方向性		問題点及び今後の課題・方向性
1 拡充する	3	(事業活動に当たり、一番の問題点として捉えていること。重点的に手当する事柄、改善点、工夫したい箇所) ・「福祉相談支援センターほっと」が十分に周知できていない。 (上記問題点を解決していくため、次年度どんな活動を展開していくのか) ・あらゆる機会を通じて、周知していく。
2 改善・効率化し継続		
3 現状維持		
4 見直しの上縮小する		
5 終期設定し終了		
6 廃止		